

令和2年度

第1回 水戸市堀原市民センター運営審議会

日 時 令和2年6月25日(木)

午前10時から

場 所 水戸市堀原市民センター

コミュニティルーム

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 議 題

(1) 令和元年度行事報告について

(2) 令和元年度利用状況について

(3) 令和2年度事業計画について

(4) 令和2年定期講座募集結果について

(5) 令和2年度運営方針及び重点目標について

(6) その他

5 閉 会

水戸市堀原市民センター

(1) 令和元年度行事報告について

■行事報告

行事名	期日	内容	参加者数	備考
定期講座申し込み受付	4/2～4/12	教室(1)・クラブ(26)	544	
さくらまつり	4/5～4/12	さくらのライトアップ	240	
定期講座開講	5/7～随時	教室(1)・クラブ(26)	544	
高齢者クラブ清掃奉仕活動	5/7	連合会による市民センター敷地内除草	68	
堀原大学	6/12	開講式・音楽鑑賞 (茨城県警察音楽隊)	96	茨城県警察本部 音楽隊
	7/10	健康講座「健康体操」	38	クラブ講師 横山 秀峰
	9/11	音楽鑑賞「琴と尺八、中南米音楽」	53	茨大中南米 音楽研究会
	10/9	健康講座「ヤクルト健康教室」	44	友部美佐子 波多野昭乃
	11/13	教養講座「交通安全教室」	35	防災・危機管理課 茨城県警察本部 水戸警察署交通課
	1/29	閉講式・アトラクション (さくらの会・彩の会・フラダンス)	94	こまき恵 ABC アカデミーフラハ
第1回市民センター運営審議会	6/21	行事報告・利用状況・事業計画・定期講座募 集結果・運営方針及び重点目標	8	
グラウンドゴルフ大会	6/23	手軽に楽しめるファミリースポーツ	30	堀原小 グラウンド
教室・クラブ代表者会議	6/27	講座展示発表会等	29	
住民の会屋外清掃作業	6/29	市民センター屋外除草・清掃	—	雨天中止
お父さんソフトボール大会	7/7	市大会予選(4チーム)	80	堀原小 グラウンド
普通救命講習会	7/11	緊急時の応急手当・AED講習	60	
夕涼みのつどい	7/28	夜店・天体観測・映画等	500	
夏休み親子野外研修	7/30	茨城空港(見学) ・なめがたファーマーズ ヴィレッジ(手作りスイートポテト作り)	20	
堀原わくわくサマースクール	8/19	「不思議な光の万華鏡作り」	22	おもしろ理科先生 角田 恒巳
	8/22	「電気でパンを焼こう」	25	おもしろ理科先生 稲野辺 滋
堀原火の国まつり	8/25	パレード・トーチの演技・夜店等	5,000	
高齢者クラブ清掃奉仕活動	9/30	連合会による市民センター敷地内除草	60	
女性セミナー	10/2	講話 「いつまでも若々しく さっそうと生きる生活術」	49	ヘルスサポート21 主宰 古谷 信義
	10/30	移動学習「築地場外・花王すみだ事業所」	42	
	11/27	講話 「筋膜リリースと頭の体操」	27	大津 正夫
	12/26	いけばな教室「お正月の花」	21	定期講座講師 高塩 理光
第58回市民運動会	10/20	全て個人種目・自由参加	—	水害の為 中止
家庭教育強化事業	11/11	おなか元気教室	22	ヤクルト販売 (株)
教室・クラブ代表者会議	11/14	発表・展示会・2年度講座募集について	29	

行 事 名	期 日	内 容	参加者数	備 考
防災訓練	11/16	堀原地区住民の会・女性防火クラブ・子育て合同	127	
堀原秋冬子ども教室	11/22	「地学教室」天体観測	22	おもしろ理科先生 川崎 寿則
	12/25	「物理教室」こまつくり	15	おもしろ理科先生 小笠原 幸秀
	1/6	「書初め教室」	10	定期講座講師 関口秀夫
第35回堀原地区歩く会	11/23	センターホールでのレクリエーション	40	雨天の為
市民センター大掃除	12/12	教室・クラブ代表者による館内清掃	—	センター空調工事 の為中止
お飾りつくり教室	12/14	正月用しめ飾り	35	
郷土かるた大会	1/25	市大会予選	60	堀原地区 大会
家庭教育強化事業	2/7	親子で楽しむバルーンアート	133	新原保育所
成人教育講座	2/22	マジックショー	コロナ対策 の為中止	茨大 アンビ シヤス
定期講座作品展示発表会	2/22～23	教室・クラブ展示発表会	コロナ対策 の為中止	堀原市民セン ター
第2回市民センター運営審議会	3/2	行事報告・利用状況・定期講座募集について	8	
家庭教育強化事業	3/9	おはなしキャリアボックス	コロナ対策 の為中止	大内真智 小林祐介

(2) 令和元年度利用状況について

■市民センター利用状況

室内区分		市民センター	社教団体	市	県	一般	合計
ホール	件数	323	72	22	2	190	609
	人数	7,005	3,216	1,519	120	2,734	14,594
和室	件数	116	11	4	12	71	214
	人数	1,658	151	30	55	568	2,462
集会室 会議室	件数	140	181	29	1	142	493
	人数	1,671	2,278	547	15	1,573	6,084
調理室	件数	9	7			5	21
	人数	133	121			33	287
図書室	件数						
	人数						
合計	件数	588	271	55	15	408	1,337
	人数	10,467	5,766	2,096	190	4,908	23,427
館外主催	件数	16	0	0	0	0	16
	人数	929	0	0	0	0	929
館外共催	件数	17	0	0	0	0	17
	人数	5,825	0	0	0	0	5,825
合計	件数	33	0	0	0	0	33
	人数	6,754	0	0	0	0	6,754
総計	件数	621	271	55	15	408	1,370
	人数	17,221	5,766	2,096	190	4,908	30,181

【令和元年度】

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
館内	2,341	2,115	2,433	1,998	1,931	3,287	2,031	2,161	986	2,265	1,852	27	23,427	△4,410
館外	280	68	96	600	5,350	63	42	59	55	0	141	0	6,754	△280
総計	2,621	2,183	2,529	2,598	7,281	3,350	2,073	2,220	1,041	2,265	1,993	27	30,181	△4,690

【平成30年度】

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
館内	2,390	2,189	2,665	2,394	1,727	3,323	2,255	1,822	1,944	1,957	2,781	2,390	27,837	△1,709
館外	40	81	76	500	4,841	0	1,172	309	0	15	0	0	7,034	△963
総計	2,430	2,270	2,741	2,894	6,568	3,323	3,427	2,131	1,944	1,972	2,781	2,390	34,871	0

■ 図書利用状況

【令和元年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
貸出人数	10	8	6	6	4	3	4	2	2	2	1	1	49	6
貸出冊数	24	20	17	13	8	12	10	7	3	9	1	1	125	△7

【平成30年度】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	増減
貸出人数	3	2	3	9	5	7	5	2	2	2	2	1	43	△6
貸出冊数	15	5	8	30	17	15	11	4	6	6	13	2	132	△13

(3) 令和2年度事業計画について

教養講座等の事業計画(☆印は地区内各種団体等との共催事業)

☆さくらまつり(ライトアップ)	感染症対策により中止
定期講座, 教室・クラブ募集	4月 2日～ 15日
定期講座, 教室・クラブ開講	6月～
☆堀原大学の開催(4回)	9月～12月(休校)
☆グラウンドゴルフ大会	6月(中止)
☆花壇コンクールの実施	6月(未定)
☆お父さんソフトボール大会	7月(中止)
☆成人学級の開催(普通救命講習会)	7月 3日(中止)
☆夕涼みのつどい	7月(中止)
堀原わくわく子ども教室の開催(4回)	8月～1月
夏休み親子野外研修	8月11日(中止)
☆堀原火の国まつり	8月30日(中止)
女性セミナー(4回)	9月～12月
☆市民運動会	10月11日(中止)
家庭教育学級(3回)	10月～3月
☆防災訓練	11月 28日
☆堀原地区歩く会	11月 23日
☆お飾りづくり教室の開催	12月
☆環境問題研修会	1月
☆郷土かるた大会	1月
市民センター定期講座展示発表会	2月

○ 令和2年度定期講座募集結果について

教室・クラブ名		人 員				講 師 名	
		2年度	元年度	30年度	29年度		
ク ラ ブ	1	いけばな(古流)	18	17	19	19	高塩 理光
	2	ヨーガ	19	26	18	18	佐久間恵子
	3	新舞踊	9	9	9	11	泉 秀矢
	4	英会話	18	20	21	21	ニール・エンリー
	5	三味線			3	5	
	6	お菓子づくり	16	16	15	15	塚原 秩子
	7	堀原火の国太鼓	17	16	20	18	寺島 玲子
	8	堀原ふるさとを学ぶ会				15	
	9	ダンススポーツ	13	10	16	10	大内 敏司
	10	太極拳	53	53	55	51	椎名 秀子
	11	囲碁・将棋	17	17	19	25	自主運営
	12	卓球(1)	37	38	37	38	助川 寿夫
	13	卓球(2)	27	29	29	29	後藤 斌
	14	なぎなた	17	19	18	18	舞木 澄子
	15	歌謡(1)	29	14	20	23	金沢はるみ
	16	歌謡(2)		18	22	22	
	17	リズム体操	15	11	15	12	山家美江子
	18	コーラス	28	26	35	37	竹内 国江
	19	健康体力づくり	35	38	40	45	横山 秀峰
	20	書道	14	14	16	13	小林 一夫
	21	フォークダンス	14	16	18	15	梶山 美恵
	22	詩吟	10	11	11	10	大内喜美江
	23	アートフラワー・手芸	8	7	9	9	桑名真佐子
	24	指圧	27	28	30	30	真家よし江
	25	大正琴	6	7	12	10	萩谷 治美
	26	空手	36	42	39	31	中根 淳一
	27	絵手紙	14	14	14	16	友部久美子
	28	園芸	11	13	13	13	渡辺 達也
教室	29	子ども絵画	13	15	24	17	佐々木 弥生
合 計		521	544	597	596		

令和2年度 堀原市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

堀原市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。

また地域内の各家庭が共に参加し楽しむことで、親子のふれあい、世代間の交流を深め、地域全体での青少年健全育成を推進する原動力の場とし、さらには、東日本大震災や令和元年東日本台風での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

I 地域コミュニティ活動の支援

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向けた具体的な活動をするため、先に策定した堀原まちづくりプランに基づく自主的な活動を推進し地域力の一層の進展に努めるとともに、プランの進行管理を行い、現在直面している課題について堀原地区住民の会を中心に意見共有を図る。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会・自治会への加入促進

町内会・自治会への加入率の低下については、堀原地区の町内会・自治会のための課題ではなく、市・地区会全体の課題として捉え、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会や、地区会を構成する各種団体等と連携し、加入促進に努める。

特に、転入世帯や定期講座の継続利用者等、長期にわたり堀原地区に在住すると思われる世帯には、積極的に町内会加入を働きかける。

(2) 地域リーダーづくりの推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーづくりの推進を図る。またリーダー候補者については、地区全体で取り組み行事等について、スタッフや事務局として参加を促していく。

(3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながる。そのため、回覧板や広報みと、堀原地区で発行している広報紙等を活用し、さらなる情報発信の強化に努める。

また、堀原火の国まつりや市民運動会、夕涼みのつどい等、子育て支援や高齢者支援、また保育所を交えた多世代交流等、地域コミュニティを醸成する事業を実施し、積極的に参加者を募っていく。

(4) 堀原学区子ども会育成会との連携

堀原地区では、地区内の全ての単位子ども会が解散し、子ども会をまとめていた堀原学区子ども会育成連合会も役割を終え、その後継として、地区内子ども達に対してのサポートや、堀原小学校児童の地域交流活動の支援を継続して行うため、新たにOB会等が中心となり、堀原地区全体を一つにした形の堀原学区子ども会育成会を結成した。

運営資金については、子ども会費を徴収出来なくなってしまったことから、不足分については堀原地区住民の会から助成し、運営に支障がないように配慮する。

子ども達に対してのサポート方法や行事の実施については、スタッフが堀原小学校児童の保護者とは限らないことから、住民の会をはじめ、生涯学習課や堀原小学校、第五中学校等関係者と連携を深め、新体制が軌道に乗るよう積極的に支援していく。

3 市民センターの機能充実及び施設利用方法の再確認

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等を踏まえ、コミュニティルームの活用及び運営を推進する。

また、駐車場が狭あいであることから、施設の利用者数や周辺の状態等を踏まえつつ、利用方法の改善を図るとともに、多数の施設利用者があることから、施設の貸し出しの方法、開始・終了時間の厳守、トイレの利用の仕方等、基本的な施設利用の在り方を再確認する。

4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、地域住民や各種団体等と協力し対応にあたる。

堀原地区においては、災害発生時、堀原地区住民の会会長を本部長とする、堀原地区災害対策本部を設置し、各専門部の任務分担内容に基づいて、その任にあたることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、緊急連絡網の整備、堀原小学校との連携、地域における災害リスクや連絡体制の確認及び定期的な設備・備品の点検を行うなどの連携強化に努める。

II 生涯学習活動の推進

1 各種学級・講座等を開設するとともに、学習情報や活動の場の提供を通して、生涯学習

活動の推進に努める。

また、年度末には学級・講座受講者による作品展示発表会を開催し、一年間の集大成として意識の向上を図るとともに、地域住民に活動内容を広く周知し、次年度へ向けての第一歩と位置づける。

2 夏休みについて、理科を主とした実験・工作等の講座、親子向けの講座及び市バスによる移動学習を実施し、夏季休暇中の子どもたちの学習の援助と親子のふれあいを進めるように努める。

3 文化に対する意識の向上を支援するため、地区内の一般からの作品を募集し、堀原地区住民の会生涯学習部と連携し、作品展示発表会や常設展示など展示方法を検討し、芸術文化活動の振興に努める。

4 幼児や児童生徒を対象とした講座等を開設するとともに、堀原子育て広場や三世代交流行事、家庭教育学級等子育て支援の場を通して、こどもの育成と子育て家庭の自立支援に努める。

また、市民センターにおける家庭教育強化事業が予定されていることから、その趣旨に鑑み、家庭教育講演会等の事業を実施する。

5 図書館と連携しながら図書の実践に努めるとともに、図書室の活用を促進し、読書活動の推進に努める。

6 主に、生きがいづくり等の「個人の要望」する学習と、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢化社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱う学習とのバランスを保ちながら、各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した、いわゆる「みと弘道館大学」としての学習機会の提供に努める。

水戸市市民センター条例

平成21年9月29日
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができず、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)

水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

6月1日からの施設利用にあたって

社会活動への影響や健康維持等の観点から、施設利用を制限付きで解除します。

しかしながら、未だ感染の懸念が解消されない状況にあることから、主催者や利用者は、開催や実施の必要性を十分に検討いただくようお願いします。

また、施設利用に当たっては、下記事項を遵守し、感染対策を十分に行うなどの細心の注意を払い、実施するようお願いします。

《施設利用に当たっての条件及び留意事項》

- ①主催者又は代表者（以下「主催者等」という。）は、利用者、参加者及び観覧者（以下「利用者等」という。）の健康状態を把握し、発熱者や具合の悪い方が参加しないよう対処してください。
- ②飛沫感染を防ぐため、利用者等の人数は、使用する会議室等の収容人員、定員の2分の1程度に抑え、また、席を設ける場合は、間隔を2メートル（最低1メートル）程度設けてください。
- ③換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより、定期的な外気の取り入れを行ってください。
- ④適宜手洗いや手指消毒等を行ってください。
- ⑤大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないでください。
- ⑥会議室や体育施設を利用する場合は、感染が発生した場合の対応に備え、主催者及び代表者は利用者等の住所、氏名、連絡先の入った名簿を作成し、必要に応じて求められた場合は、これを提出してください。
- ⑦咳エチケットを守り、利用者等にマスクの着用を促すなど、各自感染予防に努めてください。
- ⑧感染リスクを抑えるため、利用時間の短縮に努めてください。
- ⑨その他各施設における利用に当たってのお願いに協力してください。

上記事項に従わない場合は、利用の中止等を求めることがあります。